

第5号様式（第5条関係）

善市第 号
年 月 日

様

善通寺市長

印

奨励措置却下通知書

年 月 日付けで申請のあった奨励措置の適用について、下記のとおり却下したので、善通寺市企業立地の促進に関する条例施行規則第5条の規定により通知します。

記

名 称		
事業施設設置場所		
事 業 分 類		
区 分	新 設 ・ 拡 張 ・ 移 転	
投下固定資産に係る 固定資産税評価額	土 地	円
	建 物	円
	償 却 資 産	円
	総 額	円
却 下 し た 理 由		

（不服申立て及び取消訴訟）

この決定について不服があるときは、この決定を知った日の翌日から起算して60日以内に善通寺市長に対して異議申立てをすることができます。

この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日（異議申立てをした場合は、これに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、善通寺市を被告として提起することができます。